

第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理
～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未
来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～
(令和 6 年 6 月 中央教育審議会生涯学習分科会) (抜粋)

○今期重点的に議論した事項

3. 外国人の日本語の学習

近年、我が国に在留する外国人の数は急激に増加しており、令和 5 年 6 月末時点で約 322 万人¹²となっている。外国人は高度人材を含め我が国の成長を支える貴重な労働力となりうる一方で、中には、我が国において生活をするために必要な日本語能力が十分でない者もいることから、日常生活に支障をきたし社会的に疎外されているとの指摘があり、社会的包摂の対象になっている。我が国が共生社会を構築し、地域社会のコミュニティをより緊密で強固なものとするためには、外国人も対象にした日本語学習・文化理解等の生涯学習・社会教育は極めて重要となってきた。地域社会の国際化が進む中で、外国人も含めた教育環境を整備することで、多文化共生の考え方を育み、自らとは異なる立場や地域にいる人々と接する機会を持ち、そのことを通じて、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を尊重する共生社会が実現する。

令和元年には「日本語教育の推進に関する法律」が成立し、政府全体として日本語教育の環境整備を進めているほか、令和 5 年に成立した「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づいて、日本語教育機関の認定制度や登録日本語教員の国家資格を創設することとなった。これらを通じて、日本語教育推進に関する施策に関しては国を挙げて進めていくこととなっているところである。これを受け、生涯学習分科会の下に日本語教育部会を新設し、日本語教育の推進方策や、日本語教育機関の認定及び日本語教員養成機関等の登録に関して議論を進めていくこととなっており、当分科会においては、引き続き、本件に関する審議を通じて外国人に対する日本語教育の推進等に努めていく。

¹² 令和 5 年 6 月末現在における在留外国人数について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html

全国各地では、地域の日本語教室における日本語教育や、企業のニーズに合わせた就労者への日本語教育、子供たちへの日本語を含む学習支援、幅広い世代に向けての放送大学の授業科目の多言語対応による学びの提供、公民館における防災教育などを通じ、地域コミュニティの中で外国人とのつながりを強める取組も進んでおり、日本人と外国人が共に活躍することのできる基盤を整備することが地域の活力の向上にもつながることから、今後もこのような好事例が横展開していくような取組を検討する必要がある。

また、今後、質が確保された日本語教育の提供主体として、認定日本語教育機関が増えていくことを踏まえると、この認定機関を中心として、就労者や生活者を含め、我が国に在留する外国人に質の高い日本語教育を提供することが急務である。日本語教育推進法で規定されている企業や自治体に課された責務や、日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上並びに処遇の改善が図られるよう、日本語教育への企業等による投資の促進や、認定日本語教育機関と地方公共団体・企業等の関係者の連携等により、日本語教員の資質・能力の向上を含め質の高い日本語教育の提供体制及び日本語教員の養成環境の整備を推進するとともに、社会での認知を一層高めていくことが必要である。